

茅ヶ崎市の取り組み方針に基づき実施する公共施設等の 放射線測定の見直しについて

平成30年1月

はじめに

本市では、福島第一原子力発電所事故の以降、市民の皆さまの安心確保を図るため、平成23年11月3日に国の「『当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針』を受けた取り組み方針」（以下「市の取り組み方針」という。）を定め、公共施設等における空間放射線量測定を実施してまいりました。この測定の中で、市の取り組み方針に定める除染判定基準（毎時0.23マイクロシーベルト以上）（以下「除染判定基準」という。）を超える箇所における土砂等の除去や埋設措置による除染を行いました。

平成25年4月1日に公共施設等における空間放射線量測定について見直しを行ったところですが、見直し後の公共施設等における測定結果や市内の空間放射線量の状況などを踏まえ、改めて公共施設等における空間放射線量測定について見直しましたので、お知らせします。

1 平成25年4月1日の見直し後の調査結果

見直し後の調査において市の除染判定基準（毎時0.23マイクロシーベルト以上）を超えた施設はありません。

2 市内の空間放射線量

市内（下町屋）の神奈川県衛生研究所に設置されている放射線量モニタリングポストの空間放射線量は、現在では毎時約0.04マイクロシーベルトを示しています。また、神奈川県が平成29年7月に実施した県内全域の市町村を対象とした空間放射線量測定の結果も毎時約0.04マイクロシーベルトと除染判定基準を下回る値で継続して推移しています。

3. 今後の進め方

除染判定基準を超過する公共施設等が平成24年12月期以降ないことや市内の空間放射線量が安定して推移していることから、今後は公共施設等における空間放射線量の測定に代えて、除染土砂等の埋設箇所について異常等の目視点検を行います。

この目視点検を年1回の期間で行うことで、公共施設等に対する除染土砂等からの安全を確保してまいります。